

横浜市教育委員会と横浜市選挙管理委員会との 主権者教育における連携・協力に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、横浜市教育委員会(以下「甲」という。)と横浜市選挙管理委員会(以下「乙」という。)が市立学校における主権者教育の推進により、児童・生徒の政治的教養を育み、主権者として政治参加の促進に貢献することを目的とし、相互に連携・協力して取り組むため協定を締結する。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力を行う。

- (1) 市立小学校における参加体験型の選挙学習「選挙フォーラム」の実施に関すること
- (2) 市立中学校における生徒会選挙の際の選挙学習や市・区選挙管理委員会での職場体験の実施及び中学生向け副教材「あと3年」の活用に関すること
- (3) 市立高等学校における大学教員による「特別授業」や模擬選挙等の参加実践型の学習の実施及び高校生向けの副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用に関すること
- (4) 市立特別支援学校における前(1)から(3)に掲げる事項のうち、各校の実情に応じて実施するものに関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項。

2 甲と乙は、前項の事項を実施するため、必要に応じて検討会を開催する。

(家庭や地域の関係団体との連携・協力)

第3条 この協定書に基づく事業の実施にあたっては、その事業効果を高めるため、事業内容を保護者、PTA及び地元町内会等に、十分説明すること等を通じ、家庭や地域の関係団体からの連携・協力を得ることとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成34年3月31日までとする。その後の取扱いについては、甲と乙が協議して定める。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各々1通を保有する。

平成28年1月 日

甲 横浜市教育委員会 教育長

乙 横浜市選挙管理委員会 委員長
